

赤十字水上安全法救助員 I 養成講習開催要領

1 目的

水と親しみ、水の事故から人命を守るため、泳ぎの基本と自己保全、事故防止、溺れた人の救助、応急手当の方法などの知識と技術を習得し、互いに助け合うボランティアの心を育むことを目的として開催する。

2 主催

日本赤十字社岩手県支部

3 日時

平成 30 年 11 月 30 日（金）～同 12 月 2 日（日） 全日午前 9 時～午後 5 時まで

※ 申込方法

(1) 受付期間は、平成 30 年 10 月 1 日（月）から 11 月 9 日（金）

(2) 平日午前 9 時から午後 5 時まで、電話または FAX にてお申込みください。

<日本赤十字社岩手県支部（盛岡市三本柳 6 地割 1-10）>

電話： 019-638-3610

FAX： 019-638-3619

4 会場

盛岡市立総合プール（盛岡市本宮 5 丁目 3-1）

5 受講資格

満 15 歳以上の赤十字救急法基礎講習修了者で、一定の泳力を有する者で全日程参加可能な方（遅刻、早退などの場合、検定を受けられないことがあります）。

* 一定の泳力とは、クロールおよび平泳ぎで各 100m 以上、クロールまたは平泳ぎで 500m 以上、横泳ぎで 25m 以上、立ち泳ぎで 3 分以上、潜行で 15m 以上泳ぐこと並びに 1m 以上の高さからの飛び込みができる技術及び体力をさします。

6 負担費用

教材費、保険料として 1 人 700 円

7 携行品・服装

赤十字救急法基礎講習教本、水泳着（2 着以上が望ましい）、水泳用キャップ、ゴーグル、トレーニングウェア、バスタオル等、筆記用具、その他各自で必要と思われるもの。

8 講習内容

第1章 赤十字水上安全法について、第2章 水の事故防止、第3章 泳ぎの基本と自己保全、第4章 救助、第5章 応急手当

9 指導員

赤十字水上安全法指導員

10 資格付与

日本赤十字社水上安全法講習規定により、全日程修了者に受講証を交付。
検定の合格者には「水上安全法救助員Ⅰ」の認定証を交付。

11 その他

- 11月30日（金）は午前8時50分までに会場の正面玄関前にお集まりください。
- 宿泊する場合は、各自対応をお願いします。
- 不明な点は、日本赤十字社岩手県支部までお問い合わせ下さい。
（会場へのお問い合わせはご遠慮願います。）
- 申込が5名以下の場合は中止といたしますので、あらかじめご了承ください。

※本講習の受講には、赤十字救急法基礎講習を事前に受講していなければなりません。

【 本講習の直近の赤十字救急法基礎講習会 】

◎10月20日（土）

13：00～17：00 北上市総合福祉センター

◎10月27日（土）、◎11月17日（土）

いずれも 13：00～17：00 矢巾町保健福祉センター

基礎講習未受講の方は日本赤十字社岩手県支部までお問合せください。

【問合せ先】

日本赤十字社岩手県支部事業推進課

電話：019-638-3610

FAX 送信先 日本赤十字社岩手県支部事業推進課

FAX : 019-638-3619

赤十字水上安全法救助員 I 養成講習受講申込書

氏 名	(ふりがな)	男・女
生年月日	昭・平 年 月 日 (満 歳)	
住 所	〒	
連 絡 先	電話 ()	
職 業 等		

赤十字救急法基礎講習の受講について (○印をつける)

	既に受講し、現に赤十字 BLS (基礎講習修了証) がある
	10月20日(土) 北上市総合福祉センターの講習を申し込む
	10月27日(土) 矢巾町保健福祉センターの講習を申し込む
	11月17日(土) 矢巾町保健福祉センターの講習を申し込む